

2021年 改正育児・介護休業法に伴う 制度改正について

本部は、9月24日に説明を受けました。以下、報告します。

育児・介護休業法の改正に対応し、育児や介護を行う社員が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、以下のとおり制度の改正を行う。

1. 時間単位での取得についての改正

(1) 改正内容

育児休業規程に定める「子の看護休暇」及び、介護休業規程に定める「介護休暇B」について、業務の正常な運営に支障がない場合に限り、時間単位（1時間の整数倍の時間をいう。）で取得することができるものとする。

あわせて、既存の半日単位での取得については廃止するものとする。

(2) 対象者

日勤勤務及び1勤務の労働時間が8時間以内の変形勤務に従事する社員、シニア社員、契約社員、臨時社員及び嘱託を対象とする。ただし、契約社員、臨時社員及び嘱託においては、引き続き雇用された期間が6箇月以上ある者に限る。なお、現に週所定労働日数が2日以下の者は除く。

(3) 時間単位の適用方

指定した勤務の始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して与えるものとし、勤務の間には与えない。

また、時間単位の使用において、社員、シニア社員及び契約社員については8時間使用する毎に1日の休暇を使用したものとして取り扱う。臨時社員及び嘱託については一日平均労働時間を時間単位に切り上げた時間を使用する毎に1日の休暇を使用したものとして取り扱う。

2. 実施時期

2021年10月1日から実施する。

以上